

「改訂版耐震診断・耐震改修のためのガイドライン」
コンクリートの診断強度、鉄骨造建築物の超音波探傷試験について

平成29年2月1日

3.2 コンクリート強度について追加

推定強度を設計基準強度の1.25倍程度かつ、 30.0 N/mm^2 を超えない範囲で設定する場合は、当該建物の全てのコアの径が100mm以上のものとし、設計基準強度が設計図面で確認できるものに限る。

3.4 鉄骨部分の現地調査について追加

超音波探傷試験等を必要とする建物で、同試験を実施していない場合は評価を受け付けない。